

「公印省略」
6大介事第 1680 号
令和7年3月28日

大野城市地域密着型サービス事業者
大野城市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者
各位

大野城市介護支援課長 石川 茂

令和7年度介護職員処遇改善加算等の届出について(通知)

標記の件について、令和7年度の介護職員処遇改善加算の算定を受ける場合は、介護サービス事業者等の指定権者である都道府県知事等に届け出ることとされています。

つきましては、令和7年度の届出(令和7年4月サービス分から令和8年3月サービス分)について、下記を参照の上、お手続きいただきますようお願いいたします。令和6年度以前から当該加算等を算定している場合も、令和7年度分を算定する場合は改めて届出の提出が必要になりますので、御留意ください。

記

1 届出の提出について

(1)提出締切

令和7年4月15日(火)(郵送の場合は必着)

※上記締切は、令和7年4月、または5月から加算等を算定する場合

※令和7年6月以降、令和8年3月までの間に加算等を算定しようとする場合は、
加算等を算定しようとする月の2か月前の月末日までに届け出てください。

(月末日が閉庁日の場合は直前の開庁日まで)

(2)提出方法

窓口、郵送、電子メールのいずれかにて提出してください。

(3)提出先・問い合わせ先

〒816-8510 福岡県大野城市曙町2丁目2番1号

大野城市役所 介護支援課 事業所指定指導担当

電話 :092-580-1916 メール:kaigo@city.onojo.fukuoka.jp

※郵送の場合は、「簡易書留」、「レターパックプラス」など、配達記録が残る方法でお願いします。

(配達記録が残らない方法による不着には対応できません。)

2 必要書類について

様式は下記からダウンロードしてください。

◆ 大野城市トップページ <http://www.city.onojo.fukuoka.jp/>

トップページ>健康・福祉・介護>介護保険・高齢者相談>介護事業者向け情報

>令和7年度介護職員処遇改善加算等の届出について

◆必要書類の作成にあたっては、「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和7年度分)」、「介護職員等処遇改善加算等に関するQ&A」等の参考資料をよくご確認ください。

提出必須

●別紙様式2-1(処遇改善加算 総括表)

●別紙様式 2-2(処遇改善加算 個表)

◆「基本情報入力シート」の「1 提出の目的と提出先の自治体名」の「提出先の自治体名」は、「大野城市」としてください。

◆「基本情報入力シート」の「3 補助金及び処遇改善加算の対象事業所に関する情報」の「サービス名」は、地域密着型サービスは該当するサービスを、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問サービス(国基準)は「訪問型サービス(独自)」を、通所サービス(国基準)は「通所型サービス(独自)」を選択してください。

◆押印は不要です。

◆大野城市では、加算見込額の内訳が確認できるよう他指定権者分が印刷されていても構いません。

該当の場合に提出:賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合

○特別な事情に係る届出書(別紙様式5)

※経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字の状況で、事業の継続を図るため、介護職員の賃金水準を引き下げざるを得ない場合に提出してください。

市が求めた場合に提出:

○就業規則、給与規定、給与明細等

○資質向上のための計画等

○労働保険関係成立届、確定保険料申告書

○職員への周知文書、会議録等

※これらの添付書類については、求めがあった場合に提出することとなっておりますので、整備・保管を徹底してください。

3 留意事項について

- ・複数の事業所をまとめて届出をする場合において、その中の事業所に大野城市の所管以外の事業所が含まれる場合には、その事業所を所管する指定権者に対しても届出が必要になります。
- ・大野城市の所管の事業所において加算等の算定予定がない場合、届出は必要ありません。
- ・加算等を算定した場合は、各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月(通常は7月末)までに、実績報告書を提出する必要があります。また、実績報告は、届出の区分(事業所単位、法人単位)と一致する必要があります。
- ・加算等の算定要件は、賃金改善額が加算等による収入額を上回る必要があり、加算等による収入額を下回することは想定されていません。このため、加算等による収入額に相当する賃金改善を実績報告までに必ず実施してください。仮に、賃金改善額が加算等による収入額を下回った場合は返還する必要があります。
- ・介護職員等から「自分に処遇改善の加算が支払われていない」という問い合わせを受けることがあります。介護職員等に対する周知を徹底するとともに、介護職員等から加算等に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなどして分かりやすく回答するようにしてください。

【問い合わせ・提出先】

〒816-8510

福岡県大野城市曙町 2 丁目2番1号

大野城市役所 介護支援課 事業所指定指導担当

TEL 092-580-1916